三　二次被害防止策の実施
　法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第二十条から第二十二条まで）についての違反があった場合には、二の規定により特定された影響範囲を踏まえて、漏えい情報の回収等の二次被害防止策を速やかに実施する。
四　再発防止策の検討・実施
　一の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
五　影響を受ける可能性のある本人への連絡等
　法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第二十条から第二十二条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。
六　事実関係、再発防止策等の公表
　法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第二十条から第二十二条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、公表することが望ましい。
七　主務大臣・認定個人情報保護団体への報告
　外務省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに外務大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第十一　勧告、命令等についての考え方
　法第三十四条の「勧告（同条第一項）」、「命令（同条第二項）」又は「緊急命令（同条第三項）」に関する各規定については、外務省関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置を適切に講じたか否かについて判断の上、適用するものとする。すなわち、外務省関係事業者が、このガイドラインの第四の二（二）から第八の四まで及び第八の七において「～ならない（「努めなければならない」を除く。）」と記載している規定に従わなかった場合は、法第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定違反と判断され得る。
　規定違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。一方、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定に従わなかった場合は、法第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定違反とされることはないが、個人情報保護の観点から外務省関係事業者においては、積極的に取り組むことが望まれる。
　なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、外務大臣は、「勧告」に係る措置をとるべき期間を設定して「勧告」を行う。
　「命令」は、外務省関係事業者が「勧告」に従わない場合に直ちに発するものではなく、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに発する。
　「緊急命令」は、外務省関係事業者が法第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき、「勧告」することなく、直ちに発する。
　なお、「命令」又は「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、外務大臣は、「命令」又は「緊急命令」に係る措置をとるべき期間を設定して「命令」又は「緊急命令」を発する。
　当該期間中に「命令」又は「緊急命令」に係る措置がとられない場合は、「罰則（法第五十六条、第五十八条）」が適用される。

第十二　ガイドラインの見直しについて
　このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第十三　個人情報保護方針の策定、公表
　外務省関係事業者は、個人情報保護に関する方針（以下、「方針」と言う。）を定め、公表するよう努めなければならない。
　外務省関係事業者が、方針を策定し、外部に公表するよう努めることにより、外務省関係事業者の個人情報の取扱いについての社会的な信頼性を確保するとともに、外務省関係事業者の個人情報の取扱いの適正性を担保しようとするものである。
　方針は、外務省関係事業者の個人情報の取扱いに関する考え方を分かりやすく説明したものであり、第六条に規定する安全管理措置の一環として、外務省関係事業者において個人情報保護のために採る措置や手続を定めた内部規程とは異なる。
　方針に盛り込む事項としては、
①　個人情報保護法その他関係法令の遵守
②　本ガイドラインに則した個人情報の取扱い
③　利用目的の達成に必要な範囲内での個人情報の取扱いや安全管理措置の実施等
④　苦情等に適切に応じること及びその申出先
等が考えられる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第八号

　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十四年四月一日付けをもって主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。
　平成二十四年四月二日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第三百九号

　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月一日付けで同条の指定登録機関として次の者を指定し、同条の登録事務を行わせることとしたので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第五十二条の規定に基づき告示する。
　平成二十四年四月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　指定登録機関の名称　財団法人安全衛生技術試験協会
二　主たる事務所の所在地　東京都千代田区西神田三丁目八番一号
三　指定をした年月日　平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第三百十号

　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十四年四月一日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。
　平成二十四年四月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人埼玉福祉事業協会	埼玉県さいたま市西区塚本町二丁目九十四番地一	滝川　郁子	埼玉県さいたま市西区塚本町三丁目百三十九番地一